

裏面の同意事項を確認の上、子どものための教育・保育給付（子育てのための施設等利用給付）の給付認定を申請します。

申請先	みやき町長		申請日	年 月 日	
申請する認定区分（申請区分） ア～エのうち該当に○	ア	保育の必要性なし（証明書類なし）	1号認定（幼稚園等）	1～3・6に記入してください	
	イ		新1号認定（ア以外の園）		
	ウ	保育の必要性あり（証明書類あり）	2・3号認定（保育所等）	保育の必要性等を確認するため 1～6（エは5を除く）に 記入してください	
	エ		新2号認定（ウ以外の施設利用）		
希望期間	開始	令和8年4月1日	終了	☒ 小学校就学前 ☐ 年 月 日	

※「保育所等」とは、保育所、認定こども園（保育部分）、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。（以下同じ）

・「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園（教育部分）をいいます。

受付印

1 申請に係る子どもと保護者（給付認定保護者）について

在園児も引き続き利用するためには、毎年提出してください。

申請に係る 小学校就学前子ども	氏名	生年月日	性別	障害者手帳等※の有無
	フリガナ（ミヤキ ダイスケ） みやき 大介	令和3年4月5日	男・女	☐ 有
申請者	氏名	住所		
	フリガナ（ミヤキ タロウ） みやき 太郎	※申請日時点における申請に係る子どもの住所を記入してください。 （〒849-0113） みやき町大字東尾1234番地 メゾン茂安101号		
	記名押印に代えて署名することができます。			
【給付認定証の交付について】 ☐ 交付希望なし ※ご利用の施設によっては、利用時の 手続きにおいて支給認定証の提示が 必要となる場合があります。	連絡先	※みやき町外からの転入または町内転居の場合は予定地も記入してください。		
	父（090-1234-5678） 母（080-8765-4321） 自宅（89-1234）	みやき町大字 【予定年月 年 月】 ※保護者が町外別居の場合、町外住所を記入してください。【父・母】		

2 世帯の状況

令和8年4月（または入所希望月）時点の兄弟の学年や利用施設名を記入してください。

区分	フリガナ 氏名	児童との 続柄	生年月日	職業 学校名等	障害者手帳 等※の有無	別居の場合	備考
保護者	①（ミヤキ タロウ） みやき 太郎	父	昭和62年5月10日 令和7年1月1日の住所 ※町外の場合は都道府県・市区町村名を記入 みやき町内・町外（ ）	会社員	☐ 有	☐ 別居	☐ 該当
	②（ミヤキ ハナコ） みやき 花子	母	昭和62年6月20日 令和7年1月1日の住所 ※町外の場合は都道府県・市区町村名を記入 みやき町内・町外（ ）	パート	☐ 有	☐ 別居	☐ 該当
帯保護者（1の申 を除外） の同居 も世	③（ミヤキ ツキコ） みやき 月子	姉	平成30年10月18日	小2	☐ 有	☐ 別居	☐ 該当
	④（ミヤキ ユキ） みやき 雪	祖母	昭和26年7月2日	無職	☒ 有	☐ 別居	☐ 該当
	⑤（ ）		年 月 日		☐ 有	☐ 別居	☐ 該当
	⑥（ ）		年 月 日		☐ 有	☐ 別居	☐ 該当
生活保護の適用の有無		適用なし・適用あり（ ）		保護開始		ひとり親世帯の該当	
						☐ 無・有	

※障害者手帳等：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、国民年金の障害基礎年金（いずれの場合も在宅の場合に限る。）

3 利用を希望する施設（事業者）名

※保育所等の利用を希望される場合は、利用を希望する順番に施設にチェック ☒ を入れてください。利用を希望された施設のみ利用調整を行います。

・【認こ】は認定こども園、【小】はお預かり2歳児までの小規模保育事業所です。

施設（事業者）名	保育所等	第1希望	☒ 風の子 ☐ かなさ秋桜 ☐ さくらの杜 ☐ みどり【認こ】 ☐ 中原【認こ】 ☐ まつわか【認こ】 ☐ はなのやま【認こ】 ☐ 筑水【認こ】 ☐ 月影【認こ】 ☐ かぜのこ【小】 ☐ ゆめのみ【小】 ☐ ソイフル【小】 ☐ ここいる【小】 ☐ その他（ ）	第4希望	☐ 風の子 ☐ かなさ秋桜 ☐ さくらの杜 ☒ みどり【認こ】 ☐ 中原【認こ】 ☐ まつわか【認こ】 ☐ はなのやま【認こ】 ☐ 筑水【認こ】 ☐ 月影【認こ】 ☐ かぜのこ【小】 ☐ ゆめのみ【小】 ☐ ソイフル【小】 ☐ ここいる【小】 ☐ その他（ ）
		第2希望	☐ 風の子 ☒ かなさ秋桜 ☐ さくらの杜 ☐ みどり【認こ】 ☐ 中原【認こ】 ☐ まつわか【認こ】 ☐ はなのやま【認こ】 ☐ 筑水【認こ】 ☐ 月影【認こ】 ☐ かぜのこ【小】 ☐ ゆめのみ【小】 ☐ ソイフル【小】 ☐ ここいる【小】 ☐ その他（ ）	第5希望	☐ 風の子 ☐ かなさ秋桜 ☐ さくらの杜 ☐ みどり【認こ】 ☒ 中原【認こ】 ☐ まつわか【認こ】 ☐ はなのやま【認こ】 ☐ 筑水【認こ】 ☐ 月影【認こ】 ☐ かぜのこ【小】
		第3希望	☐ 風の子 ☐ かなさ秋桜 ☒ さくらの杜 ☐ みどり【認こ】 ☐ 中原【認こ】 ☐ まつわか【認こ】 ☐ はなのやま【認こ】 ☐ 筑水【認こ】 ☐ 月影【認こ】 ☐ かぜのこ【小】 ☐ ゆめのみ【小】 ☐ ソイフル【小】 ☐ ここいる【小】 ☐ その他（ ）	幼稚園等	

利用を希望する施設は、できるだけ第5希望まで記入してください。第1希望のみの記入や同じ施設を繰り返し記入されても優先順位は有利となりません。調整がつかなかった場合、保留となる場合がありますのでご注意ください。

* 以下の「4 保育の利用を必要とする理由」と「5 利用調整について」は保育の利用を希望する場合のみ記入してください。

4 保育の利用を必要とする理由(証明する書類の添付が必要です。)

※ 保育の利用を希望する場合に記入して下さい。

保育の利用を必要とする理由	続柄	必要とする理由
	父	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産(出産予定 年 月 日)
		☐ 疾病・障害(傷病名または障害等級) ☐ 介護等
		☐ 災害復旧 ☐ 求職活動(具体的な求職活動内容: 面接の結果待ち)
☐ 就学(学校名:) ☐ その他()		
母	☐ 就労 ☐ 妊娠・出産(出産予定 年 月 日)	
	☐ 疾病・障害(傷病名または障害等級) ☐ 介護等	
	☐ 災害復旧 ☒ 求職活動(具体的な求職活動内容:)	
	☐ 就学(学校名:) ☐ その他()	

5 利用調整について

※ 保育所等において保育の利用を希望する場合に記入して下さい。(幼稚園等の利用を希望する場合は記入不要)

きょうだい児の同時申込の場合	☒ A 同じ保育所等での利用を希望する。(新規の場合)	待機に関する重要な項目です。必ずご確認ください。 チェックがなかった場合は、「A:きょうだいで同じ保育所等でなければ待機する」となります。
	☐ B 同じ保育所等での利用ができない場合には、異なるきょうだい児が同時に利用できるまで待つ。	
	☐ C 利用できる児童だけでも、利用を希望する。(一人でも利用を希望する。)	
利用できなかった場合の待機する意思	☒ 有 (利用希望開始日に入所できなかった場合)	町内全ての施設で利用調整を希望される方はご記入ください。
	☐ 無 (利用希望開始日に入所できなかった場合) ⇒翌月以降は利用調整を行いませんので、違う施設を希望される場合は再度申請が必要です。	
第5希望までの施設以外でも利用を希望する	☐ 希望した施設に空きがない場合、町内全ての施設を対象とした利用調整を希望します。 【重要】こちらを希望し、利用施設が内定した場合、自己都合による辞退はできません。 この条件に同意される場合のみ、チェックをいれてください。	
幼稚園への同時申込	☒ 無 ☐ 有 (施設名:)	昨年度ご記入いただいた方は、記入は不要です。 ただし、番号が変更された場合や新しく同居されるご家族が増えた場合は、その方の番号のみご記入ください。

6 個人番号(マイナンバー)記入欄

※新規に申請される場合のみ記入してください。

個人番号(マイナンバー)12桁を記入してください	児童本人	1	2	3	4	—	5	6	7	8	—	9	0	1	2	④	5	6	7	8	—	9	0	1	2	—	3	4	5	6
	①	2	3	4	5	—	6	7	8	9	—	0	1	2	3	⑤					—					—				
	②	3	4	5	6	—	7	8	9	0	—	1	2	3	4	⑥					—					—				
	③	4	5	6	7	—	8	9	0	1	—	2	3	4	5															

※表面「2 世帯の状況」に記載した順に記入してください。

よく読んで、各内容について同意いただいたうえで申請してください。

【申請にあたっての同意事項】

- 給付認定の申請にあたっては、みやき町の幼稚園入所案内、保育園・認定こども園入所案内等を確認したうえで申請してください。
- みやき町が、給付認定の審査のために、子ども・子育て支援法第16条(子ども・子育て支援法(以下「法」という。))第30条の3により準用される場合を含む)により必要な情報(地方税関係情報等)について、住民基本台帳、課税台帳その他公簿等を確認する(マイナンバーを用いた情報連携を含む)ことや、他の行政機関等に必要な資料の提供を求めることがあります。
- みやき町が、給付認定の審査及び児童の安全確認のために、申請児童の保護者の雇用主などの関係者に照会を行うことや利用施設から情報提供を受けることがあります。
- この申請書に記載されている事項や給付認定保護者が負担すべき費用の滞納情報は、児童福祉法第24条第3項に基づく保育所等の利用調整に利用することがあります。
- この申請書に記載されている事項は、副食費減免対象者の判定に利用することがあります。
- この申請書に記載されている事項の中で、児童に関して必要と認められる情報を関係機関に提供することがあります。
- 申請児童の施設利用において、保育を必要とする理由に関する情報を利用施設に提供することがあります。
- 子どものための教育・保育給付は給付認定保護者に代わり、利用する施設・事業者が受領します。
- 子育てのための施設等利用給付は、給付認定保護者に代わり、利用する施設・事業者が受領することがあります。
- 新年度4月認定開始(変更)の場合、給付認定事務が集中し審査等に日時を要するため、提出された給付認定申請については、翌年3月末までに結果を通知します。
- 申請内容に虚偽(提出書類の偽造・改ざんを含む)があった場合は、給付認定を取り消すことがあります。
- 法第30条の4に規定する3号認定を申請するにあたっては、市町村民税非課税世帯に該当することを申告します。

※ 施設記載欄(施設(事業者)を経由して市町村に提出する場合)

受付年月日		記入不要
施設(事業者)名	(事業所番号 :)	
担当者氏名・連絡先	(担当者) (連絡先)	
入所契約 (内定)の有無	有 (契約 ・ 内定) ・ 無	
備考		